

○委員長（吉田敏郎）

保健福祉部所管分の質疑を行います。

説明員として出席の担当マネージャーに申し上げます。発言がある場合は、挙手の上、私から指名がありましたらマイクのスイッチを入れ、課名と名前を述べてから発言をお願いします。

では、保健福祉部、福祉課、保険健康課の所管に関する歳入歳出予算について、詳細質疑を行います。

質疑をどうぞ。

４番、前田委員。

○４番（前田せつよ）

４番、前田せつよです。

説明資料は５２、５３、款、衛生費、事業としては感染症対策事業費でございます。予算書は、ページ６８から６９に係る内容となっております。

予算額は６千４１３万８千円という形になってございます。この計上内容を昨年度の予算で見ますと、昨年度は６千３２万６千円ということで、３８１万２千円の増額の形の計上がなされているわけですが、この説明内容を見ますと様々な予防接種の助成等々が入っておるわけですが、本町におきまして、助成についても、近隣とそう変わらないものやら、なかなか近隣に比べて若干助成が厳しいもの等々あるわけですが、この中で特段、今回の予算の中で変化している点等があれば、詳しい内容を御答弁願います。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、内容によっては近隣の市・町と違っているのではないかと御指摘をいただきましたけれども、今回、３１年度の予算においては大きく二つ、昨年度より異なる点がございます。

１点は高齢者のインフルエンザについてでございますけれども、今年度まで高齢者のインフルエンザにつきましては、金額が１件あたり自己負担を１千７００円、１人についていただいております。近隣では、小田原と南足柄は同じように１千７００円、残りの４町が１千５００円ということで、多分、その差のことを言っていられるのだと思いますけれども、昨今の状況に鑑みまして予算査定の中でいろいろ議論をさせていただいた結果、来年度、３１年度につきましては自己負担を１千５００円でいこうという形で予算は組んでございます。

ただ、１点、御理解いただきたいのは、決して医師会内で統一しなければいけないというものではない、あくまでも、これは市町村の中での考え方であるということが１点ございます。

それと、もう１点、異なる点といえば、風疹の検診でございます。風疹につきまし

ては、30年度は30数人分を計上しておりましたけれども、昨今、風疹の被害がかなり出ているということもありますし、国あるいは県でも風疹に対しての対策を強めているところがございますので、予算的には300人程度、10倍ぐらいになってしまいますけれども、300人分を計上していると。予算的には、そのような形で増額で計上している状況でございます。

○委員長（吉田敏郎）

4番、前田委員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

インフルエンザの件に関しましては、町民の方から近隣に比べての200円の差額ということは再三、耳にしているところでございますので、本当に待ち遠しかったというのが私の率直な考え方でございます。何回か、私も本会議場で、そのお話もさせていただいたわけでございます、

また、風疹につきましては、かなりの流行があつて、本当に心配する状況にございました。広報かいせいの1月号でも風疹についてのアピールがされているわけですが、ほかのページにも絡んでしまいますけれども、風疹におきましては、県としては抗体検査ですか、に関しては全面の助成をされるということであるわけですが、せっかく、今、課長から、風疹に対して10倍の予算計上があるということで、しっかり。

特に、31歳から39歳、57歳から60歳の男性が抗体がないのではないかと心配される年齢であるということですので、その辺に対して、しっかりと。これだけの予算計上をしてございますので、広報かいせいだけではなくて、折に触れて、せっかくの予算計上に呼応するような形で町民に啓発、推進という形のものを計画的にしていっていただきたいと思うわけですが、その辺の計画性について御答弁をいただきたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

国では30代から50代までというところでありますけれども、県では、その前後も単費で抗体検査をやるという話になっているようでございます。ワクチンには限りがありますので、抗体検査を受けて、陽性の方についてワクチンを打つというのは道理にかなっているのかと思いますので、町といたしましても、いろいろな媒体を使って「このようなことをやっているよ」という、そういう啓蒙はしていきたい、そのように考えてございます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

4番、前田委員。

○ 4 番（前田せつよ）

様々な媒体ということで、男性であるということと年齢層を鑑みながら、課を超えて様々なところでアピール、推進をしていただきたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

3 番、湯川委員。

○ 3 番（湯川洋治）

3 番、湯川でございます。

予算書 5 8 ページ、5 9 ページです。説明書 4 4、4 5 ページです。民生費の地域見守り推進事業費について、お伺いします。

町長の趣旨説明にもありましたけれども、従来の装置を見直して新しく委託することですけれども、規模を、どの程度の規模で考えられているのか、教えてください。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

規模と申しますと、貸与の人数とかということで。

○ 3 番（湯川洋治）

何台なのか、何名なのか。

○福祉課副主幹（古屋 純）

今現在に関していうと、2 5 台の賃貸借契約を結ばせてもらって、2 5 台、在庫を抱えてございます。今年度に関して言うと、年度の途中で2 5 台、全て貸し出しをしてしまっているという状況もありました。今現在で言うと、2 2 台。3 名ほど、お亡くなりですとか施設入所に伴って今は3 台の余剰がありますけれども、年度途中でマックスまで貸し出してしまって、「空きが出るまでお待ちください」という状況もありました。来年度に関しては、基本、3 0 台を基本として予算計上を、新たなシステムのものは計上させていただいています。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

3 番、湯川委員。

○ 3 番（湯川洋治）

機器の詳細というのですか、私、よく分からないので。例えば、センサーがどうのこうのという話がありますけれども、具体的に、どういう形でシステムが起動して通報が行くのかというのを教えてください。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

まず、現状です。現状でいいますと、現状の機器はN T Tがつくっているパッケージの機器になります。型としては、電話機に、ボタンを押すと、あらかじめ登録をされた電話番号のところに緊急通報が行くというところで、受話器を取らなくても、そこで応答ができるような機械になってございます。これが、今現在でいうと、固定電話の回線がN T T回線でないと使えないものになってございます。

それと、緊急通報が実際にあった場合に、対象者の方が応答ができない場合、現状確認に行くようなシステムがなくて、今、実際に誰が対応しているかというところ、担当の民生委員さんのところに通報を受け付けるセンターから連絡が行って、「見てきてください」というものになっています。民生委員さんも不在で連絡がとれない場合には、役場に連絡がかかってきて、役場職員が行くような形をとってございます。

そういったシステムが、今回、来年度、新しくするものに関しましては、警備会社の安心サポートというサービスに変わしまして、回線でいうと何でも大丈夫です。最悪、回線がなくてもP H Sを貸与するような形で対応が可能というものになります。加えて、警備会社ですので駆けつけもセンターから、センターは横浜だそうです、近くにあるセンターに連絡が行って駆けつけをするという内容になっていまして。

これも事業を変えることによって一つプラスになるのですが、鍵の預かりを御本人もしくは家族が承諾することによって、鍵を事前にセンターに、出張所というのですかね、預かっておきます。なので、御自宅の入り口、玄関とかを破壊することなく入ることも可能というようなサービスが基本のパッケージになります。

基本のパッケージだけでも、こういった様々な点、いろいろ改善できるのですが、これに加えて、火災報知機、これはオプションで追加になりますが、追加料金がかかってくるようなものになりますが、火災報知機、あとライフリズム、情報配信サービスと、こういったものがオプションで選択ができるようになります。火災報知機は、言わずもがな、火災、煙とかを感知して通報するようなものになります。ライフリズムというものは、居所だったりトイレとか、そういったところの扉、御本人さんの動線に設置をして、一定期間、一定時間ですね、その扉とかの開閉がない場合に通報するということです。あとは、情報配信サービスというところ、そういった情報を、あらかじめ登録しておいたメールアドレスとかに情報を配信するサービス。こちらの3点がオプションとして選べるような形になってございます。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

3番、湯川委員。

○3番（湯川洋治）

詳細な説明、ありがとうございました。よく理解できました。ありがとうございました。

○委員長（吉田敏郎）

1 番、佐々木委員。

○1 番（佐々木昇）

1 番、佐々木昇です。

今の説明の中でオプション追加という話がありましたが、そういった、皆さん、使えるものなら使いたいと思うのですけれども、この辺の負担はどうなっているのか、お聞きします。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

利用者の負担ということですが、今までのシステムは貸与料金とかは一切、取ってごさいません。ここで、こういうサービスの向上を図るところでいうと、受益者負担というところの見直しも一緒にかけていこうというところで、歳入のところで予算も計上させていただいておりますが、基本のバックになりますと、非課税世帯は 0 円、今までと同じ、住民税課税世帯は 1 割という形で考えてごさいます。基本の料金でいいますと月々 3 千円というところになっていますので、その 1 割というところで 3 0 0 円、月々 3 0 0 円というところになってごさいます。

オプションに関して、先ほど、言いました三つのオプションに関しましては、非課税世帯、課税世帯限らず全て自己負担で、御希望があれば追加していただければというところで考えてごさいます。ちなみに、火災報知機のものに関しては料金が税別ですけれども 4 3 0 円、ライフリズムが 6 9 0 円、情報配信サービスが 8 4 0 円、月々追加の料金となってごさいます。説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

1 番、佐々木委員。

○1 番（佐々木昇）

分かりました。負担ということで、この金額が微妙に多いか少ないかというのもありますけれども、利用者さん、システム的には良いシステムだと思います。ぜひ、利用していただきたいなと思いますけれども、この辺を利用に向けて、どうやって利用者さんに説明していくのか、その辺の考えをお聞かせください。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

まず、現状、貸与している 2 2 名の方に関して言いますと、町から説明を差し上げる予定です。特に、この 2 2 名のうち 1 名が、住民税課税世帯の方が 1 名いらっしゃいますので、その方に関しては受益者負担というところが発生してきてしまいますの

で、そこは丁寧に対応させていただければと思います。予算の話なので、可決されればというところで考えてございます。

この導入に関してなのですが、準備期間等ありますので5月1日を考えています。4月に関しては、設置をしたりとかというようなところがありますので、予算を可決していただいてから、まず順次、今、貸与されている方たちへの説明に回らせていただいて、新規の部分でいうと、この事業自体が、こういった方たちから情報が伝達されて対象者の方が利用してみようかなという、大体、民生委員とか地域包括支援センターとかというところがほぼほぼになります。ホームページとかを見てとかいう方たちは物すごく少ないので、まずは、そういった関係機関の皆さんに事業の周知をして、こうなりますよというところの周知をかけていきたいと思います。

中には、お家で使っている電話回線がN T T回線でないがために、今まで利用をしてこなかった方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対しても「使えるようになりますよ」ということは重ねて周知をして、民生委員とか包括とかと連携をとって周知を図っていききたいと思っています。もちろん、町のホームページとかで周知をするようなことも考えています。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

1 番、佐々木委員。

○1 番（佐々木昇）

1 番、佐々木昇です。

今回の取り組み、利用者さんのサービス向上というのも含めながら、私、やはり民生委員さん、こういう方たちの負担が減るところも大きいと思うのです。今後、こういった取り組み、ぜひ、取り組んでいただきたいと。そして、今回の取り組み、ぜひ、今後、期待しておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田敏郎）

2 番、山田委員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。

今の質問に関連するのですけれども、今回、緊急通報装置、現存あるものをやめて警備会社と契約を締結した中でサービスの充実をするということは、選択肢としてはオーケーという部分では間違えていないなと思っておるところなのですが、価格的な話を今されたではないですか。高いなと、正直言ってしまうのです。

今、言われた提案というのは、通常でいうホームセキュリティーを介護用にシステムを変えてやった部分なのです。それは、ホームセキュリティーを転用すればできることなのです、単純に。それを高齢者見守りという部分から入ると、そういう基本料金が3千円だとかオプションだというふうになるのですけれども、3千円を切る部分で、今、火災部分だとか、開閉時のあいた、あかないのキャッチというのはできるような状態に、標準で入っているような状態というのが通常なのです。だから、今、説

明している中では、ちょっと高価かなと感じたのですけれども。

警備会社は何社もありますので、これが入札になるのか随意になるのか、入札方法は今後、指定するのにあたって、どういうやり方をしていくのかというのを1点、お聞きしたいというのと、今、言ったホームセキュリティーにすれば、何ら、そこまでのオプションというやり方でなくても、できるのではないのかなというところがあるという部分、まず、最初、その2点をお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、様々な警備会社で、様々なこういったICTを活用したような見守りの事業を提供してございます。ただ、開成町になると、出張所ですか、駆けつけをするような出張所が近くにあったりとか、あとは駆けつけをしてくれるというところのサービス込みというところも含めると、なかなか会社が絞られてくるという現状があります。今までのように、要は、通報だけ受けます、あとの駆けつけとかというのは、どこかの近隣の方、民生委員さんとか近くの親族の方に通報しますというレベルのサービスでいうと、他社でもいっぱいあるのですけれども、駆けつけサービスをする、それが前提となる鍵の預かりとかというところまで含まれたサービスになってくると、ちょっと限られた会社さんになってしまうというところが1点、現状があります。

そういったこともありますので、せっかく、ここで事業を見直すというところかというと、そういったところも含めて、少し、確かに、お金はかかりますし。あと、3千円と先ほど、申しましたけれども、これよりも安いコースもありました。それには、どういう違いがあるかという、設置工事費が別途、取られたりとかというようなコースになってございます。福祉課で精査をした中でいうと、設置工事費込みで3千円というコースというところを選ばせていただいたという現状があります。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

2番、山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今、答弁の中では、それに対応できる警備会社というのは、自分が思う中では2社ぐらいかなというところで推測するところなのですが。

今、言う、次の質問で聞こうかなと思ったのですけれども、設置するのに費用が、これは、かかるという部分というのは、してはいたのですが、果たして、設置費用までも、逆に言うと。例えば、課税対象者に対しては10%、300円だよという、設置費用までも負担させるという原理になるわけではないですか。それに含まれてい

るわけですから。それも、どうなのかなという。逆に考えれば、設置と通常の使用料、これは別の考えなのかなとは思うのですけれども。

それは検討しなくてはいけないという部分があるのですけれども、月の金額というのは安くすべきかなという。何だかんだ積み上げていくと、サービスを全部提供すると5千円近くなってしまうではないですか。あれもつけて、これもつけてという。果たして、それが良いのか悪いのかという部分でいうと、やはり、もう少し標準パックの中で安価なものを考えていくべきなのかなとは感じているのですけれども。

見積もりを上げる前に相手とは折衝して、どのぐらいの単価かというのは、しているとは思いますが、ちょっと高いなという。行政が提案するサービスだから、そういう価格になったのかなというのはあるのですけれども、行政側が行う事業プラス、町でやらなくても、通常でも高齢者の方を介護しているお家の方なんかも利用できるようなシステムなので、こういうのは、そういうのも加味した中で事業展開は考えていかななくてはいけないのかなというのと。

民間が直接、本来は入っているような事業なのに、行政が乗り込んでやっていくというの。逆に言えば、助成という形のほうが制度とすればすっきりするのかなという感じは、ちょっとしないでもないのですけれども。そうは言っても、利用者がなかなか増えないという部分で行政が入っているのだよと言えば、それまでにはなると思うのですけれども、ちょっと、これは。

金額も255万3千円ということが計上されていて、システムの賃借料は150万弱ぐらいですか、にはなるのですけれども、これが、当然、固定化に今後はなってくるといふ。さらに、30件ではなくて、要望が多くて40件、50件になってくると、膨らんでくるというのは明らかになってくるので、そこら辺は、ちゃんと民間でやっているのだから、そこにサービスをやってもらう部分も必要だと思うので。

低所得者があくまでも対象だよというのも理解はしているのですけれども、やはり制度的なものをもうちよっと考えたほうが良いのかなという感じがするのと、安価に、もうちよっとできるのではないのかなという。もし、あれだったら、紹介しますけれども、どうでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

委員の御質問にお答えいたします。

御提案いただきましたように、確かに、値段の部分ですとか、システムといったものを町が提供する意味合いという、そういう部分もございますので、委員御提案の内容も踏まえた中で、実際の事業展開にあたりましては、今後、多くの方に使っていただくという部分では、やはりお安くしたほうが、より使いやすいという部分もあるでしょうし、その辺の部分につきまして、今後とも検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。



○委員長（吉田敏郎）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

今、山田委員の御質問の中に、確かに、安価でいうところは、本当に広く一般の人が使うという部分では、安価なほうが良いというのは言えることだと思っております。ただ、今までの緊急通報のシステムそのものは、20年来、ずっと同じ形で、大井町にある広域福祉センター等に通報が行ったり民生委員さんが駆けつけたりというところで、そのシステムをずっとやってきたという現実があります。

やはり今の時代にあわせて警備会社を活用して、より見守りをしていくというところは大事なところかなということで、31年度、こういうふうに予算立てをさせていただきました。確かに、オプションを全部つけると高くなってしまうというところもあるのですが、まずは基本料金の部分でやって、オプションの例えばライフリズムとかをつける方というのは、本当に遠方に例えば親族がおられて、その人が本人が大丈夫であるかというところを確認するためにつけるという方法もあるのかなと思っていますので、とりあえず新規に事業を展開する中で、また、その辺は検討させていただきたいなと思います。

あと、もう1点。開成町が目指していくところは、町が小さくてというところで、隣近所が見守る体制をつくっていくというところがやはり大事だと思っていますので、福祉課の地域見守り事業というところもありますけれども、それ以外に介護保険のほうでやっている生活支援体制整備だったり、それぞれの自治会の見守り活動だったり、民生委員さんの活動の推進だったりというところ、その辺も含めてトータル的に考えられればと思っています。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

最後をお願いします。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今回、一番はじめに言ったように、今までの装置を警備会社に切りかえたというのは、全然、これは今の時代に合っているなということで判断ミスではないという、それはオーケーですよというのは冒頭に話はさせていただいたのですが、そこで求めるというのは、サービスありきではなくて、それがどう活用されていくかというところが重要なので、そこは精査していかなくはいけないのかなというところでちょっと助言をさせてもらったのですが。

それと、あと1点なのですが、これは通信を使うわけではないですか。常時、通信が、これは、つながっているわけではないのです。ある程度の、例えば15分単位だとか30分単位だとか、こちらから、装置を置いてあるほうから通信が発信されて、今、どういう状況なのだよという。要は、空白の時間があるということは御存知なのかどうかという。こういうシステムというのは。常備、例えば、扉があいた場合

でも、それですぐに発信するかどうかというのを確認しているかどうか。通常の警備的なシステムというのは、相手の機器から通信で、今、現状がどういう状態になっているのかというのを把握するというやり方なので、それが利用者の自宅の通信を使って発信するやり方なのかによって違ってくるので、そこら辺の確認をちゃんとしているかどうか、答弁をお願いします。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

事業を見直すにあたって、どういったものにしていこうかというところで、いろいろな業者さんと打ち合わせをさせていただく中で、これを選んだ一つの理由なのですが、まず、ライフリズムの部分で開閉センサーのものに関しては、利用者が何時間あかなかったらというところも選べるというところで聞いてございます。何時間という選び方もできますし、夜中は6時間、7時間あかないのは普通ですので、何時と何時と何時の間に1回、あいているか、あいていないかというのを、お家に設置したセンサーから送信をするパターンのものだと聞いてございます。

火災感知器も、そういうものだということですし、そういった状況を指定のメールアドレスとかに送信するというのが情報配信サービスというところで説明を受けてございます。なので、総じて設置した機器からセンターに定期的にそういった情報が来るというところで説明は受けてございます。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

ほかに。

4番、前田委員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

説明書46、47ページ、下から3段目になります。民生費、目といたしまして障がい者福祉費、事業といたしましては地域生活支援事業費のところでは質問をいたします。

47ページの説明の内容の1行目にございます町内障がい者のニーズに対応した障がい福祉サービスを提供、手話通訳者の設置及び派遣に係る経費ということでございます。町長の趣旨説明の中であった手話通訳者を新たに平成31年に設置という形の部分とリンクする内容ではございますが、これに対しては、以前、私も要望した経緯がございますので、利用対象者に対して、どのように案内をして、経費がどのような形で、手話通訳者の方の経費の部分ですとか、その点、もう少し詳細な説明を求めます。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

まず、経費の部分なのですが、手話通訳者に関しては、町の非常勤として雇用をする予定でございます。予定としましては、週3回、月・水・金の午前中、9時から12時までということで計上をさせていただいております。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

4番、前田委員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよです。

月・水・金という形の答弁をいただいたわけでございます。今までも手話通訳者がいない中で、職員の方、御苦労いただいて対応していたわけですが、週3回、見えている手話通訳者の方に、障がいを持っていらっしゃる方にどうリンクさせていくのかということが大変重要になるかと思います。

また、平成30年度から、軽度、中等度の方に対する補聴器の助成の事業展開もしておるわけですが、その辺のリンクも含めまして、どのような形で難聴者に対する、障がい者に対する対応を充足させていくかという点について、再度質問いたします。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

まず、手話通訳者の利用の対象となるような方と言いますと、手話を主言語としているような方となります。そういった方たちの聴力レベルというのは、とてもまちまちです。なので、一概に言えないというところはありますが、委員の御指摘にあった軽度、中等度の難聴児の補聴器のものですか、あの事業の対象になるお子さんに関して言いますと、手帳の対象とならないような、障害者手帳の対象とならないような聴力レベルのお子さんに対しての補聴器の補助になりますので、そういったお子さんの多くは手話を主言語としてございません。手話を主言語としているような方の多くの方は、ほぼ聞こえない方、全く聞こえない方、もしくは先天性の難聴の方という方で、かなり限られている現状がございます。

しかしながら、今現在、新庁舎建設をはじめているところですが、そういった新庁舎が建つというところにあわせて、ソフト面で町民に対して、障がいのある方に対して情報のバリアフリー化を図るところで、1年前倒しで設置をしてるわけです。なぜかといいますと、まずは手話通訳の方が行政用語だったり行政の手続に慣れてい

ただかないと、しっかりとした通訳ができないというところで考えていまして、1年前倒しでこの事業を開始させていただいているところがございます。

また、周知なのですけれども、ここに手話通訳の派遣を行っているのです。これは先立ってやっているものなのですけれども、こういった利用者の方たちに個別に周知する方法もございますが、開成町の状況をお話しさせていただきますと、足柄上のろうあ福祉協会というものがございます。そういった当事者団体が強固にある状況があります。特に、手話を使うような方たちでいうと、こういった会に加入されている方たちが多くいますし、そういったところに向けての周知をしていこうと考えてございます。

加えて、せっかく新規事業でやりますので、ホームページ等々で周知もさせていただければと考えてございます。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

4番、前田委員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

前倒しということで、お話を様々ないただきました。近隣でも先立ってボランティアで手話通訳の方で貢献されておる方もいるわけですが、行政の特別な言葉、行政用語の習得にも手話通訳者の方があたられるということで、月・水・金という形の曜日が必要とされる方にしっかりと周知されるような対応をいろいろ研究していただいて、広めていただくようお願いして終わります。

○委員長（吉田敏郎）

9番、井上委員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。

予算書の58、59ページ、説明欄、上から三つ目の全国健康福祉祭運営事業費13万3千円について、旅費、燃料費、手数料、自動車借上料が計上されております。また、説明資料44、45ページの内容欄、上から三つ目になりますけれども、第34回全国健康福祉祭「ねんりんピック神奈川2021」開催、開成町ではパークゴルフ大会が開催決定、そして前年度の2020年にプレ大会を実施、そして、さらに、その前年度の2019年度に和歌山大会への視察費用として計上されております。金額は13万3千円のわずかなものでございますけれども、期間限定の大事な視察になるのではないかなと思います。そこでお伺いいたしますけれども、視察の目的と内容について、お伺いいたします

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

視察の目的と内容というところでございますが、まず、ここの視察に行く予定としては2名ということで計上させていただいてございます。こういった職員が行く想定で計上させていただいているかといいますと、全国健康福祉祭の主管課となる福祉課の職員1名、それと、開成町でいうとパークゴルフの大会をやることが決定しましたので、スポーツ所管課から1名ということで、2名、行かせていただく予定でございます。

目的なのですけれども、幸いにして開成町ではパークゴルフ協会が毎年、全国大会をやっております。なので、大会のノウハウというものは、町だったりパークゴルフ協会というところがお持ちであると思っておりますけれども、全国健康福祉祭でいうと、競技会だけというわけではなくて、それに関するおもてなしのイベントですとか様々なものがございます。そういったものに関して、こういった規模で、こういった内容でやっているかというところは、視察でしっかりと把握していきたいと思っております。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

9番、井上委員。

○9番（井上三史）

人数は2名ということで、福祉関係と自治活の大会を経験しているところということで安心いたしました。ただ、ねんりんピック、多分4日間、開催されるわけですが、その4日間の中で計上されている費用が13万3千円、わずかということで、何かピンポイントで視察に行くのでしょうか。4日間全部に行くのか、どこかピンポイントになるのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

ねんりんピックは、最近の傾向を見ますと4日間になります。これは、2021年にやる神奈川県大会でも、もう既に11月6日から9日という日程が示されてございます。この示された日程の中で言いますと、初日、土曜日から火曜日の4日間なのですけれども、初日は総合開会式を全ての選手団、選手、事務局、強制参加というか、必ず出席しなくてはならない総合開会式を初日にやります。初日の午後に各会場、種目の会場地が決まっておりますので、そこへ移動すると。総合開会式から近い市町村であれば、初日の午後とかに公式練習とか、そういった時間を持てるのでしょうか。総合開会式が横浜でやりますので午後丸々移動にはかかるだろうと考えていますので、2日目、3日目に競技会をやるというのがスタンダードになってきます。

視察に行く和歌山大会でも、基本的には、そういったスケジューリングになってご

ざいます。先ほど、申しあげたように、視察に行く目的としては、競技会を見に行くのではなく、おもてなしイベントだったりとか競技ごとの開会式とか、そういったセレモニーの部分を見に行きたいと思っています。なので、予算計上させていただいたのは、2泊3日というスケジュールでとらせていただいています。

2日目の朝一に競技ごとの開会式があると考えますと、開成町から新幹線に乗って、会場が和歌山大会は紀美野町というところなのですが、開会式が始まるような時間帯に、どんなに始発に乗っても間に合わないという状況にありますので、前乗りで行かせていただいて朝一で開会式を見ると。帰りは、見れば閉会式まで見て、それで、その日の深夜にこちらに帰ってくるようなスケジュールでいます。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

9番、井上委員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。

2019年は和歌山で行われますけれども、2020年はパークゴルフの大会、ねりんピックは開催されない予定ですので、まさに時期を逸せず、このように計上させていただいて、行政サイドの企画の早さに敬意を表して私の質問を終わります。

○委員長（吉田敏郎）

10番、星野委員。

○10番（星野洋一）

10番、星野です。

説明書50、51、下から二つ目、救急医療体制推進事業費、予算書では68、69ページの中段、真ん中ぐらいですね、救急医療事業費の中の足柄上衛生組合（診療所運営費）負担金です。これは、多分、休日の診療のことだと思うのですが、例年、260万円から250万円ぐらいで推移していたものが、今年予算としては361万円ですか、100万円近く急にアップをしておりますが、これは運営とか人件費とか、何か、そういう理由で急に上がったのでしょうか、その辺の説明をいただければ。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

昨年より増えている理由ということなのですが、1点は、御存知のように、開成町の人口が増えているということで、人口割があるということが一つ。

それと、もう一つが、吉田島のところの休日急患のあの場所なのですが、ちょっと空調の具合が悪いということで、工事をしたいという話が衛生組合からありまして、1市5町のほうで、やむを得ないだろうということで、その分が乗ってきてるということでございます。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

6 番、菊川委員。

○6 番（菊川敬人）

6 番、菊川です。

同じページで69ページの下段のところで、保健予防事業費があります。ここで1点確認しておきたいのは、50歳以上で、これは新規の事業になると思うのですが、胃内視鏡検査を実施するということでありますが、対象人員は50名と伺ったと思うのですが、これは町内外を問わず受診した方には補助をするというものでよろしいのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

保険健康課主幹、小田倉です。

今の御質問に答えさせていただきます。

こちらの新規事業なのですけれども、胃の内視鏡検診ということで、50歳以上の方、2年に1回、受診をしていただくという形で、年度内に偶数の年齢になる方を対象に実施をいたします。受診医療機関としましては、やはり内視鏡を整備しているところは本当に町内でも数少ないので、近隣のところで内視鏡検査を行える医療機関と調整をしながら実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

6 番、菊川委員。

○6 番（菊川敬人）

補助額は、いくらになるのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

保険健康課主幹、小田倉です。

今の御質問に答えさせていただきます。

負担金額、自己負担の金額は5千円を設定しております。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

すみません。ちょっと答弁を補足させていただきます。

医師会に委託する単価としては2万1千円ほどを想定しておりまして、そのうち自己負担が5千円ほどいただきたいという予定でございます。

○委員長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

5 番、石田委員。

○5 番（石田史行）

5 番、石田史行でございます。

説明資料は 44 ページ、45 ページ、予算書ですと 60 ページ、61 ページの敬老意識啓発事業費のことについて伺います。

町敬老会の開催経費と敬老祝金の支給に係る費用となっていますけれども、ほぼ敬老祝金の支給に係る費用が占められていると思いますけれども、これについては、条例改正がされて、祝金のあり方を大きく見直して、今年度までは経過措置という形なのだと思いますけれども、新年度からは新しいあり方、支給の仕方をするわけでございますけれども。

その中で、若干、見直しについては議会内でも異論があつて、私も質問と、それから、最終的には賛成をさせていただきましたけれども、そのときにお願いしたのは、記念品を充実させてほしいと、プレミアム感を、ぜひ、出してほしいという要望を質疑の中でさせていただいたと私は記憶しているところでございますが、これについて、2 万円相当の記念品ということでございますけれども、これは、こういった形になるのか。何か特定のものを決めていらっしゃるのか、それとも何かカタログの中から選んでいただくようなものになるのか、その辺の御説明をいただければと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

条例改正のときに様々な意見をいただいたのを参考にして、なるべく選べるようにということで、選択肢もいくつかつくって選んでもらうような形にしました。グルメカードとかギフトのカタログですか、2 万円分の、というようなところを提示をしたりとかして、いくつかの中で選べるような、あと、はるみ米とかですかね、開成町の、そういった形で選べるようにしたのでございますけれども、30 年度に関して言いますと、グルメカードとかギフトのカタログを選ばれる方が、全員、その二つを選んだという状況がございます。来年度に関しても同じように、対象者が好きなものを選べるような形で、いくつか提案をさせていただければと考えてございます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

5 番、石田委員。

○5 番（石田史行）

記念品の中身を伺いました。私は、条例改正の質疑の際に、ぜひ、女性を意識したお花、そういったもの、例えば、開成町の胡蝶蘭ですとか、つくっていますよね、あぁいったものをというふうな要望をさせていただいたところでございますが、今の御



説明だとお花は入っていないのかなというあれなのですが、その辺、御説明いただければ。

それから、すみません、説明にあったのかもしれないのですけれども、対象人数、それも補足して御説明いただきたい。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

お花に関しては、100歳の記念品には入れてございません。ただ、お花を贈呈するような方でいいますと、町内の最高齢者の方にはお花を贈呈してというところでの取り組みはしてございます。いろいろな選択肢を選べるようにというところでもありますので、そういったことも来年度、選べるような形で検討させていただければと思います。

それと、対象者の人数になりますが、来年度、予算計上させていただいた人数に関して言いますと、88歳が82名、100歳が6名という形で人数を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

5番、石田委員。

○5番（石田史行）

ぜひ、選択肢の中にお花も追加していただきたいなとお願いしておきます。

それで、これまで、先ほど、申しあげましたように、経過措置が終了して対象者が、これまで77歳の方がもらえていたのが、もらえなくなるわけでございまして、この辺の。条例改正にあたって老人会さんの御理解をいただいたという御説明をいただきましたけれども、みんなが皆さん、老人会に入っているわけではありませんので、「今でもらえていたものが、何でもらえなくなるのだ」みたいな反発も出てくると思うのです。その辺の町民の理解を得るためのことをしっかりやっていただきたいと思うわけですが、何か考えていらっしゃることがあれば御説明をいただきたい。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、77歳と99歳を支給対象から外させていただきましたけれども、それについてはホームページで御案内を差し上げています。それと、老人クラブにも「条例改正が可決されました」という御報告も差し上げましたし、あと、個別に、「来年77歳になるのだけれども、何かある」みたいなお問い合わせが高齢者の方からあるのは

事実です。実は、「今は、もうなくなりました」という御説明を差し上げることが何件か、今年度、ありましたけれども、説明をしていただいて御理解をいただいていると考えています。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

5番、石田委員。

○5番（石田史行）

ぜひ、その辺は丁寧に説明をしていただきたいと思います。他市町とのバランスですとか、敬老金のめり張りをつけるためにという説明の中で、私も賛成という形をとらせていただきましたけれども、より良いもの、良い制度にしていっていただきたいと思いますし。老人会の皆様にも、きちんと丁寧に、また改めて。ホームページに出しているよと言いますが、高齢者はホームページを見ませんので、その辺はきちんと丁寧に説明をしていただきたいと思います要望しまして私の質問を終わります。

○委員長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。

2番、山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

同じページの老人福祉費のシルバー人材センター支援事業費について、同じページです、お聞きしたいと思います。

説明資料で説明をもらったときには、おおむね60歳以上が対象のシルバー人材センターという。しかしながら、今の社会情勢の中では65歳という定年年齢が示されている中で、ここら辺のシルバーとの運営というのですか、補助金を出すのにあたって、どういう捉え方で今後、事業を進めていこうとしているのか、そこら辺の経過的なものを報告願いたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

山田委員の御指摘にお答えいたします。

シルバー人材センターの補助金についてという御質問でございます。

シルバー人材センターさん、皆様、御承知のように、実は、なかなか会員の方の数が減少傾向にあるということで、数年前からシルバー祭りを開催いたしましたり、いろいろな事業を打って出まして会員増強という形をとっております。町でも、そういった部分の中での会員を増強するための費用という部分で、会員増強費というものを今までの費用の中に上乗せをして、さらに、その中で実施をしていただいている状況でございます。

ですので、今後とも、会員の増強というのは、シルバー人材センターさんにつきましても、非常に、そこは大事な、たくさんの方に入っていただくことによって多くの

ニーズ、いろいろな業務に対応していただけるというところもございますので、その会員増強という部分につきましては、町でも様々な部分で御協力をさせていただきたいと考えております。

○委員長（吉田敏郎）

2番、山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

状況というのは理解しているのですが、一昔では60歳というと、もう「おじいちゃん」なんていう時代もあったのが、今では、みんな元気で、そのぐらいの年齢だと現役で働いているという人が実際は多いわけですね。そうすると、シルバー人材センターの今後の位置づけというのが、すごく重要になってくると思うのです。それが福祉課なのか産業振興課なのかは別としても、どこの課なのか分からないですが、本島の事業としての島の事業の法人というのですか、そういうところの支援というところの意味合いなのかというので、もうそろそろ精査しなくてはならない時期に来たのかなという部分も一理あるのです。

当然、これ、65以上を対象にしたときには、では、果たして体が動くのかという問題も出てくると、そういう部分では福祉目的がまさしく強くなってくるとなると、どこかで線引きというものが必要になってくるのではないのかなと、また事業の考え方を変えていかなくてはならないのかなというところがあったので、目的をどういう感じで持っているのかなという、補助を出すという意味合いをどう思っているのかなという部分で強くお聞きしたという。

ここら辺の補助金は、もともとは県が2分の1の町が2分の1という経過の中で、県は、もう補助金を廃止して、町のみが残ったというあれで、何ら、極端なことを言うと、補助金を出さなくても良いといえば良いという事業だと思うので、これが福祉目的なのか産業目的なのか、それなりの流れが違ってくると思うので。

今回、予算立てするのにあたって、入ってくる会員が減ってきているという課題もある中で、確かに、シルバー祭りをやりながら周知して入ってくれる人を募っているのだというのは、努力は認めますけれども、何か施策の打ち方が昔と今とでは時代が変わってきているのかなと感じるのですけれども、そこら辺の検討をされているのかどうか、今後について、された中で予算計上しているのか、そこら辺、1点、お聞きしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

その前に、町の補助金についてなのですが、沿革は山田委員がおっしゃられたとおりです。しかし、シルバー人材センターには国庫補助金というものがあまして、国

庫補助のランクによって上限があるのですが、その上限にして、町の補助金、市町村の補助金と同額を国庫補助で出すという形になってございます。なので、町の補助金が0になると国庫補助金も0という形になってしまいます。

補助金の説明はこのくらいにしますけれども、委員御指摘のとおり、シルバー人材センターの位置づけ、運営というものが、とても難しいものになってきているということは、こちらとしても認識はしてございます。ただ、一方で、国としては一億総活躍社会というところでシルバー人材センターの位置づけもあって、運営支援とか、その役割とかというところで、かなり期待している部分があるというところも事実としてあります。

こういった国とかの動きとかを見ながら、また社会情勢を見ながら、今後のあり方というのは検討を進めていかなくてはいけないとは思っていますけれども、いろいろな要素が複雑に絡み合っている今の社会情勢はでき上がっていると思うので、一朝一夕に「では、こうしよう」というところは、なかなか難しいのかなと。ただ、「難しいのかな」で終わってしまってもいけないと思いますので、ずっと、これからも引き続き検討していかなくてはいけないという認識はしてございます。

ちょっと説明になっていないかもしれませんが、以上です。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

今のお話とプラスして、ちょっとお話しさせていただきます。

シルバー人材センターで、委員御指摘のように、新たな時代、65歳定年という状況になりまして、状況が変わってきているというところがございますので、新たな展開という部分では、例えば、空き家に関しての事業、そういったものを町とも協力しまして、空き家の方との協定ですとか、そういったものを結ばれたりしまして、その辺の見守りですとか、そういった新しい展開というのを考えていらっしゃるということもございますので。

そういったいろいろな、今、古屋副主幹が申しあげましたが、国の方針ですとか、そういった県の部分等もございますので、そのあたりの部分を見ながら、その辺、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（吉田敏郎）

2番、山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

シルバー人材センターの支援については、必要であるとは自分も理解していて、町の事業を行う上では大変助かっている、また、いろいろな草むしりなんかでもやっていただいているという部分では必要であるというのは認識しているので、このままいくと、なくなってしまうのではないかなというので、それをすごく危惧していて。で

ければ、一くくりのシルバーというのではなくて二部制に分けるとか、何か、そんなので。前者と後者とでは、仕事の仕方が変わってくると思うので。

何か、そういうので、うまく制度的なものの提案を町からしてあげれば。今あるものを良しとしてやっているわけで、これを変えていくといたら、一番はじめに言われるのは行政かなと思うので、文句を言われるのがね、なかなか難しい部分はあると思うのですけれども、やはり人が入ってもらえるような制度づくりというのは、やっていくべきではないのかなと、指導していくべきではないのかなというところが外目で見て感じていますので、ぜひ、そこら辺は指導していただきたいというところを言わせてもらいます。

それと、あと、同じ老人福祉費なのですけれども、ゲートボール場の維持管理費が3万4千円で微々たるものなのですけれども、説明の中では円中のゲートボール場の浄化槽の維持費と出ているのですけれども、これは公共下水は来っていないのですか。これ、いつも思っていたのです。何で、これは浄化槽なのかななんて。下水につながれば。これ、市街化区域ですよ。いつまで、これを計上しているのかなというので、やはり接続率というものを上げていく部分では、そこら辺、率先してやらなくては行けないのかなと。これ、福祉課に聞くのか、下水道課というのはあるのですけれども、そこら辺の認識をどう考えているのかというのを、担当課が違うかもしれないのですけれども、お聞きしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

山田委員の御質問にお答えいたします。

ゲートボール場の関係につきまして、こちらについては、町有地といいますか、こちらの管理をこれまでずっと続けてきておった関係もございまして、こちらを計上しております。今、実際に公共下水道の接続という部分につきましても、配管の状況ですとか、そのあたりにつきましても調査させていただきまして、こちらは御指摘のような接続という、実際に区域内という部分でもございますので、こちらは調査研究させていただきたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木昇）

1番、佐々木昇です。

予算書62、63の下段、説明書48、49ページの福祉会館管理費についてお伺いしたいのですけれども、福祉会館天井耐震改修工事実施設計委託料とございますけれども、この天井、現状、どのような状態で工事を実施するに至っているのか、現状をお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

福祉会館の天井耐震改修工事の実施設計なのですけれども、これに関しては多目的ホールの天井になります。多目的ホールの天井は特定天井といって、規模とか施工というところかというと、地震が起きたときに落下する可能性がある天井だということで規定があつて、それに関しては落下しないような措置をとりなさいということになってございます。その工事をするにあたっての設計の委託になります。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

1 番、佐々木委員。

○1 番（佐々木昇）

分かりました。それで、再度確認させていただきたいのですけれども、では、現状、大規模な地震が来たら危ない状態ということなのか。また、ちょっと先の話になってしまいましたが、工事は大規模的なものになるのか、その辺、もし、良ければお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課副主幹。

○福祉課副主幹（古屋 純）

福祉課の古屋です。

ただいまの質問にお答えします。

想定されるような大規模な地震が起きたときには、天井は落ちてくるであろうといわれているような天井です。の状態になってございます。それに関して、可能な限り早急に対処するようにというところになっていきますので、このタイミングで上げさせていただきますというところです。

規模としては、どういった施工をするかによって工事費というのが変わってくるということになってございます。ネットを張って落下防止を図るような工事ですと、規模によっては数千万というところで聞いてございます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

1 番、佐々木委員。

○1 番（佐々木昇）

多目的ホールということで、利用とか、そういうときに何かあったときを考えると、31年度、これは本当に早急に設計、下手すれば工事まで考えたほうが良いのかなと思うのですけれども、その辺について、考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

今の御質問ですけれども、法律が変わりまして、特定天井になる部分については補強をしなければいけないという法律が変わった関係で、今回、設計委託料という形で計上させていただきました。

先ほど、どの程度、今現在の福祉会館の多目的ホールが、どのくらいの災害に耐えられるものなのかというところは、ちょっとはっきりはしていないのですけれども、今現在、どこかに支障が生じているという状況ではございません。ただ、法律が変わったというところで、多目的ホールが災害時の要援護者の拠点施設にもなっているというところもありまして、より、その辺は補強をしていくというところで、今回、計上をさせていただいております。

○委員長（吉田敏郎）

1 番、佐々木委員。

○1 番（佐々木昇）

すみません、もう一回。最後に確認ですけれども、法律改定前の規定ではクリアはできていたということでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

そのとおりでございます。

○委員長（吉田敏郎）

2 番、山田委員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田です。

今の関連なのですけれども、要は、旧法についてはクリアをしているということで、新しく、震災が起きたときに天井が落ちたということで、自分の記憶の中では、つりボルトに筋交いを入れなさいよというのが新しい法律なのかなと思っているのですけれども。要は、それを、新しく出た法律に対して、どういう耐久性にするかというので設計をして工事をやるというのでよろしいのかどうか。記憶の中で、今、話をしていますのですけれども、それで良いのかどうか、確認です。

○委員長（吉田敏郎）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

委員おっしゃるとおりで、補強の方法については、ネットを張るのか、筋金を入れるのかということも、そこも含めて、今回、設計という形で業者さんと調整をしていきたいと思っております。

○委員長（吉田敏郎）

2 番、山田委員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。

そうかなというところで理解をいたしました。今、佐々木委員が心配した中では、大規模な改修になってくると利用の制限がされてくるとなると、利用が少ない時期に工事をあてるような状況になると思うので、事前周知とか、そういうのも含めた中で検討をして、早急に修繕計画を立てるようにお願いをしたいと思います。

それと、あと1点なのですが、福祉会館の管理費の中で用地借地料というのを計上しているではないですか。毎年、毎年。毎回、指摘したときもあるのですが、高いなというのがすごく感じているのです。昔からの契約だからというのは分かるのですが、見直しというものをちゃんとしているのかどうか。よく、こちら辺、監査指摘に出てこないなというので、いつも思っているのですが、実際、話し合いにならないのかどうか。あくまでも昔の単価で、今の社会情勢での見直しというのは、これは恐らく下がると思うので、検討されているのかどうか聞きたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

山田委員の御質問にお答えいたします。福祉会館の借地料の件ということで、御質問でございます。

委員御指摘のように、こちらの借地料につきまして、こちらの建物が建設された当時の土地の路線価ですとか、そういったものを判断した中で決められた値段ということですので、おっしゃるように路線価は年々下がってきております。実際問題、値段が下がって、再度、3年に一度ですか、見直しが行われている中で、見直しを行った結果、かなりな割合として、満額ではなくて3分の1なり2分の1なり、数字的にかなりの額が下がってきている部分がございますので。そういった部分、現状を、まず今年度、契約といいますか、お支払いする前に地主さんにお話をさせていただきまして、「現在の路線価と実際に比べてみると、これだけ差額が出てしまいます」と。

ただ、こちらの賃貸借契約につきましては、まだ平成35年度まで、こちらは契約が残っておりますので、それまではこの金額という形になりますけれども、その切りかえの際には、やはり地主さんとの話し合いの中で金額については交渉をさせていただきまして、値段につきましては値下げができるような形が考えられればと思います。感触として、地主さんのほうも金銭的なものが下がってきているというのは御承知されておりますけれども、今後の、こちらにつきましては、交渉になるかと思えます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

2番、山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今、課長答弁の中で、契約更新の時期が平成35年という答弁をいただいたのです



けれども、実際、これ計算してみないと何とも言えないのですけれども、著しく現状と昔の契約とで違っていた場合は、要は、賃料の価格改定ができるというのは通常の契約ではあるわけではないですか。一回契約したら、それがずっと35年まで続くのかといったら、そんな契約はないと思うので、そこら辺は今年度でも申し出ることはできると思うので。そこら辺は、血税ではないですけども、税金で、これは賄っているんで、見直しというのは定期にやっていくべきだと思うので。

近隣のある町では、町有地ではないですけども、借りている借地での公共施設の土地というのは、返すような動きというのが出てきているのです。ちゃんとした町の土地で建てるというのも流れの中であるので、そこら辺は、もう少し検討したほうが良いのではないのかなという。今回、予算、自分、もうできないので言わせてもらいます。よろしくお願いします。

○委員長（吉田敏郎）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

山田委員おっしゃるように、30年間の契約ということで、かなり金額も高いというところは認識をしており、今回、今年度、お金を支払うときに、路線価の差額というところで先方には御説明をさせていただいたという経過がございます。途中で契約云々というところも含めて、調査研究させて検討させていただければと思います。

○委員長（吉田敏郎）

ほかに質疑はよろしいですか。

（「なし」という者多数）

○委員長（吉田敏郎）

それでは、以上で保健福祉部の所管に関する質疑を終了といたします。

本日は、ここまでとします。2日目は、明日の13日午前9時より、まちづくり部所管分の質疑から行います。

これにて本日の予算特別委員会は散会します。お疲れさまでした。

午後4時20分 散会